

堺市立共同浴場指定管理者候補者の公募について

1 施設名	堺市立共同浴場
2 指定期間(予定)	平成28年4月1日～平成33年3月31日 (5年間)
3 設置条例等	堺市立共同浴場条例 堺市立共同浴場条例施行規則
4 施設の設置目的	住民の保健衛生の向上および生活環境の改善を図るため
5 指定管理者制度の導入について	<p>平成13年度に経営の効率化、地域住民の雇用促進及び自立支援の観点から、それまでの市の直営に替え、財団法人堺市同和地域振興協会(現 公益財団法人堺市就労支援協会)に同浴場の管理運営を委託しました。</p> <p>平成18年度には指定管理者制度を導入し、堺市就労支援協会を非公募により指定管理者に指定し、平成21年度、平成24年度および平成27年度に同協会を再度指定管理者に指定しました。</p>
6 公募により指定する理由	<p>平成23年1月31日に公表された「平成22年度 堺市包括外部監査結果報告書」において、「今後は、民間事業者を含めた公募による方法で、指定管理者を選定することが望ましいと思われる。」との意見をいただき、庁内関係部局とともに指定管理者の公募に向け検討をすすめてきました。</p> <p>単に指定管理者の選定方法を非公募から公募に改めるだけではなく、同浴場の設置目的や歴史的な経過、地区の住宅施策や就職困難者の就労支援の問題とともに、大仙西まちづくり協議会での検討、市全体の財政的な観点など、中長期的視点に立った協議をおこなってきました。</p> <p>平成24年11月策定の「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」においては、堺市立共同浴場は「福祉・交流拠点」の一施設として位置づけられ、隣接する福祉施設とともに総合的な運営のあり方や、より効率的かつ効果的な運営について議論を重ね、庁内関係部局・関係機関との一定の協議・調整の目途がついたことから、公募により指定することとしました。</p>